

喀痰吸引等に係る事業者登録手続の 『登録喀痰吸引等事業者』の受付を開始しました！

令和8年3月16日（月）より、**登録喀痰吸引等事業者**の受付を開始しました。事業者の状況にあわせた日程等による**介護福祉士向け研修**を可能にすることにより**介護福祉士の喀痰吸引等研修環境の向上**を図ります。

登録喀痰吸引等事業者とは

介護福祉士（介護福祉士登録証に行為が記載された者に限る）に喀痰吸引等を行わせるため東京都知事の認定を受ける事業者です。

登録するとできること

基本研修又は医療的ケアを修了した介護福祉士に**実地研修※**を行い、介護福祉士登録証に修了した行為を登録することで、**喀痰吸引等業務**を行わせることができます。

- ・ 都（財団）が実施する研修又は登録研修機関での研修が不要に！
- ・ 実施しやすい時期（対象となる入所者等の確保ができたタイミング等）・期間で、自施設で実地研修を行うことが可能に！
- ・ 都への従事者認定申請は不要（介護福祉士登録証への登録のみ）！

※実施できるのは社会福祉士及び介護福祉士 法施行規則別表第一号・第二号研修のみです。第三号研修の実地研修を行うことはできません。

登録を受けるには

申請方法・必要書類等は**以下のページ**でご確認ください。

【注意】

「登録喀痰吸引等事業者」となるには、新たに**都への登録手続きが必要**になります。「登録特定行為事業者」とは別の登録となりますので、ご注意ください。

◆ 電子申請はこちらから

URL : <https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

東京都福祉保健財団 従事者認定

検索



【電子申請に関する問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉人材養成室 たんの吸引担当

TEL : 03-3344-8629（平日9時から17時30分まで）

URL : <https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>（従事者認定・事業者登録のページ）

参考：介護従事者が喀痰吸引等業務を行うまでの流れ【東京都】



登録喀痰吸引等事業者による実地研修の留意点

- 実地研修を行うには「登録喀痰吸引等事業者」としての登録が必要です。
- 研修ができるのは基本研修又は医療的ケアを修了した介護福祉士のみです。
(上記介護福祉士以外は都又は登録研修機関での研修が必要です。)
- 指導者講習等を受講した実地研修講師（医師、保健師、助産師、看護師）の確保が必要です。
- 利用者の同意、医師の指示書、損害賠償の加入などの実地研修体制を整備、研修計画を作成の上、登録研修機関と同等の実地研修を行う必要があります。
- 研修修了後に「修了証」を発行し、「介護福祉士登録証」に実施可能な行為を登録する申請を行う必要があります。
- 少なくとも年1回は都（財団）に研修実施報告が必要です。
※報告は従事者名簿の変更とあわせて行ってください。